

平成 29 年度 審査基準

1. 先駆性、開拓性のある事業
2. 社会的必要性のある事業
3. 費用対効果の高い事業
(費用については金額の妥当性も考慮する。)
4. 継続性のある事業
5. 施設の財政状況、他の助成からの配分・応募状況を考慮する。
6. 下記のものとは原則、助成対象としない。
 - ① 単なる個人所有の物品・建物修繕改造・車両等に要する費用
 - ② 過去に 2 回以上、当基金の助成を受けた実績のある場合
 - ③ 認可法人で措置費、介護報酬、支援費等に対応可能な事業
 - ④ 営利を目的とする事業
7. 助成金額は 1 5 0 万円以内で、かつ当該事業総額の 4 分の 3 以内を原則とする。

以上